



埼玉県報

第12号
令和元年(2019年)
6月14日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則(入札審査課)

告示

- 自衛官の募集に関する告示(地域政策課)
- 特定非営利活動法人の認定に係る公告(共助社会づくり課)
- 埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針の一部を改正する告示(温暖化対策課)
- 救急病院等の申出の撤回(医療整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
- 嵐山町平沢土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出(市街地整備課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定(出納総務課)
- 県道ときがわ坂戸線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 県道ときがわ坂戸線の供用の開始(東松山県土整備事務所)
- 医療情報システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示(循環器・呼吸器病センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表(監査第一課)
- 包括外部監査人の監査の事務を補助させようとする者(監査第一課)

正誤

- 埼玉県告示第248号中訂正(入札審査課)

令和元年(2019年)6月14日

- 埼玉県病院事業管理規程第4号中訂正（経営管理課）
- 埼玉県人事委員会訓令第1号中訂正（総務給与課）

規 則

埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二号

埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年埼玉県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第四号」を「第二条第五号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第四百四十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

令和元年六月十七日（月）から七月八日（月）まで

五 採用予定月

令和元年八月下旬から九月下旬まで又は令和二年三月下旬から四月上旬まで

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

令和元年七月十五日（月）又は同月十六日（火）のいずれか指定された日

ロ 試験場の位置及び名称

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和

区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四

三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二一六一―六一五七)

告 示

埼玉県告示第四百四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人ユーアイネット柏原

二 代表者の氏名

小澤 浩

三 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市柏原三千百六十一番地の十狭山ニュータウン七十三―三

四 当該認定の有効期間

令和元年六月十四日から令和六年六月十三日まで

告 示

埼玉県告示第四百十九号

平成二十四年埼玉県告示第四百二号（埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一第二の一の表(1)ウ、同別表第三の一の表(5)(エ)、同別表第四の一の表(2)ア、同表(6)ア、同別表第四の二の表(2)ア及び同表(5)イ中「ロオ」を「ロオ」に改める。

告示

埼玉県告示第百五十号

次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所でなくなった。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人大久保病院	埼玉県加須市砂原二百八十六番地一	令和元年六月一日

告 示

埼玉県告示第百五十一号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（区域線測量業務）

三 作業地域

さいたま市南部建設事務所管内

四 作業期間

平成三十一年四月二十六日から令和二年三月十三日まで

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

平成三十一年埼玉県告示第三百三十七号で公示した公共測量は、平成三十一年三月十五日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十三号

平成三十一年埼玉県告示第百二十五号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十九日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十四号

平成三十年埼玉県告示第千三百三十一号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十九日終了した旨測量計画機関である所沢市上安松・下安松西土地区画整理準備組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十五号

平成三十一年埼玉県告示第三十九号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十九日終了した旨測量計画機関である戸田市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十六号

測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

二 作業種類

公共測量（公社営簡易基盤整備事業 篠津地区）（基準点測量）

三 作業地域

白岡市高岩地内

四 作業期間

令和元年六月四日から令和二年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第百五十七号

測量計画機関である桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（出来高確認測量）

三 作業地域

桶川市西部（上日出谷南特定土地区画整理地内）

四 作業期間

令和元年六月十七日から令和二年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第百五十八号

三郷市から草加都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百五十九号

三郷市から草加都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第百六十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により嵐山町平沢土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

内田 健 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百三十一番地

内田 信雄 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤五百八十六番地

内田 博資 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤五百七番地

大野 輝子 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀八百五十一番地

大野 敏行 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀八百七番地一

河井 勝久 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百四十番地

河井 満雄 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤九百八十七番地

清水 悟 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤百九番地九

高橋 浩之 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀四百五十一番地

滝澤 利男 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀九百二十三番地一

松浦 智 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷八十六番地

村田 永男 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百八十二番地一

村田 宏吉 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤五百七十番地

就任した理事の氏名及び住所

内田 健 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百三十一番地

内田 信雄 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤五百八十六番地

内田 博資 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤五百七番地

大野 輝子 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀八百五十一番地

大野 敏行 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀八百七番地一

奥平 勝久 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤九百二十二番地

河井 勝久 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百四十番地

河井 満雄 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤九百八十七番地

清水 悟 埼玉県比企郡嵐山町大字平澤百九番地九

高橋 浩之 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀四百五十一番地

滝澤 利男 埼玉県比企郡嵐山町大字志賀九百二十三番地一

西澤 壽章 埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂五百番地

松	村	村
浦	田	田
	永	宏
智	男	吉
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷八十六番地	埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六百八十二番地	埼玉県比企郡嵐山町大字平澤五百七十番地

告 示

埼玉県告示第百六十一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
埼玉県狭山市入間川二丁目四番十三号 狭山市社会福祉会館内
社会福祉法人狭山市社会福祉協議会

二 指定年月日

令和元年六月七日

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年六月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ときがわ坂戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>一七番三地先まで</p>	<p>比企郡鳩山町大字今宿字宿三三三番地先から</p>	<p>区間</p>
<p>一七・五〇〓一七・五三</p>	<p>七・八〇〓一〇・一〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一七〇・〇〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>毛呂山・越生都市計画事業 今宿東土地区画整理事業 による道路工事が完了し た為、鳩山町から管理を引 き継ぐものである。</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年六月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

<p>路 線 名</p>	<p>県道ときがわ坂戸線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡鳩山町大字今宿字宿三三 三番地先から同郡同町今宿字宿 三一七番三地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和元年六月十四日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和元年六月十四日付け 埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第三号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長一七〇・〇 メートル。</p>

告 示

埼玉県病院事業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年六月十四日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立循環器・呼吸器病センター医療情報システム運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局業務部医事・経営担当
埼玉県熊谷市板井1696番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
J B C C 株式会社
東京都太田区蒲田5-37-1 ニッセイアロマスクエア15階
- 5 契約金額
59,566,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年六月十四日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

令和元年六月十九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県地方産業教育審議会委員の任命について

ロ 埼玉県立図書館協議会委員の任命について

ハ 埼玉県立近代美術館協議会委員の任命について

ニ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

ホ その他

告 示

埼玉県選管告示第七号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年六月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 令和元年六月十九日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県知事選挙について

イ 手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者について

ウ 公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部改正について

エ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

オ その他

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成三十年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年六月十四日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	佐野勝正
埼玉県監査委員	高橋政雄
埼玉県監査委員	新井一徳

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県立学校の運営及び財務事務について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
薬品の廃液をドラフトチャンバーの作業台の上に常時置くことはやめるべきである。【報告書74ページ】	<p>【指摘1】薬品の廃液をドラフトチャンバーの作業台の上に常時置くことはやめるべきである。</p> <p>薬品を保管する部屋にドラフトチャンバーが設置されており、薬品を調合するときに使われると推察するが、ドラフトチャンバーの作業台の上に5本程度の廃液の入った瓶が置かれていた。薬品の廃液は種類の異なるものを混ぜると処理が複雑になり、処理費用も高額になるため混ぜないように区分して保管しているとのことであった。</p> <p>ドラフトチャンバーは、化学実験などで有害な気体が発生するときなどに排気するために使われる装置である。作業台の上で調合を行う際に薬品の廃液が入った瓶が置かれていと作業の邪魔になるばかりでなく、瓶の破損の危険性さえある。また、廃液についても慎重な管理が必要であると考えてるので、破損がないように戸棚の中に保管するなどの対策をすべきである。</p>	<p>実地監査時の指摘を受け、平成30年11月23日からドラフトチャンバー下部を整理して廃液を保管するスペースを作り保管した。</p>	伊奈学園総合高等学校
備品標示票の貼り付けを徹底すべきである。【報告書91ページ、218ページ、256ページ】	<p>【指摘2】備品標示票の貼り付けを徹底すべきである。</p> <p>埼玉県財務規則第180条には「備品には、備品標示票、焼印、刻印等により番号及び機関名を標示しておくものとする。」旨規定されている。備品標示票が貼り付けられていないと同種の備品が複数ある場合に、備品管理番号を手がかりとして備品台帳と当該備品とを突合することができず確認誤りが生じる、時間がかかる等、定期的な実施される現物確認に支障をきたす可能性がある。特に教職員が比較的短期で異動する県立学校においては、備品標示票を貼り付け備品管理番号を明示することは重要であると考えている。早急に備品標示票を貼り付けるべきである。</p>	<p>【浦和高等学校】 備品標示票の添付のないものについては、備品標示票を平成31年3月27日までに貼り付けた。</p> <p>【熊谷女子高等学校】 備品標示票の添付のないもの及び記載が消えているのものについては、平成31年3月18日までに貼り付けた。</p> <p>【熊谷農業高等学校】 平成31年2月8日までに備品確認を行い、3月22日までに、問題点のあった備品について新備品標示票に貼り換えた。</p>	<p>浦和高等学校 熊谷女子高等学校 熊谷農業高等学校</p>

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
薬品庫は常時施錠をしておくべきである。【報告書94ページ】	<p>【指摘3】薬品庫は常時施錠をしておくべきである。</p> <p>浦和高校では始業時に薬品庫を開錠し日中は薬品庫には施錠をしていない。浦和高校では授業等で頻繁に薬品を使用しており、薬品を使用する都度、開錠・施錠を行うのは効率的ではないと考えている。薬品が保管されている部屋に入るには隣にある教員が待機している部屋を通らなければならない。また、全ての教員が退室する場合には薬品庫及び薬品が保管されている部屋に施錠をしていることから、一定の安全性は確保されていると思われる。</p> <p>しかし、例えば地震や火災等の緊急事態が発生した際に、全ての薬品保管庫に施錠をする時間的及び心の余裕を保つことは難しいと思うので、薬品庫には常に施錠をしておくことが望ましいと考える。</p> <p>東京オリンピックに向けて、国及び県から薬品管理の徹底について厳しく要請されている現状を鑑みると、薬品庫は日常的に施錠しておくべきである。</p>	<p>指摘を受けて、平成30年12月21日より授業等で使用するときのみ解錠し、それ以外は施錠することとした。</p>	浦和高等学校
蔵書点検は定期的実施すべきである。【報告書98ページ】	<p>【指摘4】蔵書点検は定期的実施すべきである。</p> <p>浦和高校の図書館では蔵書点検が行われていなかった。蔵書点検するために必要なスキャナーがないこと、生徒が常時利用するために図書館を閉鎖できない等の理由を挙げていたが、学校図書館の書籍は生徒にとって知識を得るための重要なもの、また埼玉県財産でもある。蔵書点検を実施しないと図書館の書籍が実在するかどうか確認することができない。校舎内には自習できるスペースが他にもあること、及び放課後には空き教室も自習に利用できるものであるから、図書館を閉鎖して蔵書点検は実施すべきである。</p>	<p>令和元年度予算に蔵書点検用機材借用費を計上しており、同年度から夏季休業期間中に、点検機材を借用して蔵書点検を実施することとした。</p>	浦和高等学校
許可権限者以外の者は許可印を押印すべきでない。【報告書113ページ】	<p>【指摘5】許可権限者以外の者は許可印を押印すべきでない。</p> <p>埼玉県の「情報セキュリティ共通実施手順」の「(2)電磁的記録媒体の運搬及び持ち出し」に電磁的記録媒体を執務室外へ持ち出す場合の手順が定められており、許可権限者は情報セキュリティ管理者であり、県立学校においては校長がセキュリティ管理者に該当する。</p> <p>戸田翔陽高校においては、校長自身がUSBメモリーを執務室外(校外)に持ち出す際のUSBメモリーの貸出簿の許可印を事務室長が一箇所ではあるが押印している。許可者と被貸与者が同一人物ではない方が手続きとしては適切であると考えるが、規則としてセキュリティ管理者が許可することになっており、許可権限を委譲することができない以上、許可権限者以外の者が許可印を押印すべきではない。</p>	<p>平成29年11月に4回貸し出しをしているうちの1回について許可権限者でない者が押印をしたが、以後は規則に則り許可権限者以外の者が押印していない。今後も規則を遵守し許可権限者以外は押印をしない。</p>	戸田翔陽高等学校

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
屋外の倉庫に劇物を保管するのは適切ではない。【報告書115ページ】	<p>【指摘6】屋外の倉庫に劇物を保管するのは適切ではない。</p> <p>文部科学省の「学校における毒物及び劇物の適正な管理について（文初高第501号平成12年1月11日）」によると、「3 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）により学校に課せられている義務の概要（1）毒物又は劇物の盗難や紛失を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。（第11条第1項）」旨通知されている。</p> <p>戸田翔陽高校の校舎内の薬品保管庫での劇物及び毒物の保管は、警備保障会社のセンサーによる警備のほか、薬品が保管されている部屋及び薬品庫の施錠と3重の警備体制となっている。屋外の倉庫は薬品のみを保管するために使用しており、倉庫内の薬品保管ロッカーには施錠し、倉庫自体には通常の鍵に加えて2本の南京錠を取り付けてはいる。しかし、警備保障会社のセンサーが導入されている校舎内での保管と比べてセキュリティのレベルが相対的に低くなっている。東京オリンピックを控えてテロ等が懸念されている状況を鑑みると、屋外の倉庫に劇物・毒物を保管することは適切ではない。校舎内の薬品保管庫に保管するか、そもそも不用品であるならば、廃棄を検討すべきである。</p>	<p>化学準備室の薬品庫を整理し、平成31年4月4日に外部倉庫にある薬品の移動を完了した。</p>	戸田翔陽高等学校
危険を及ぼすおそれのある化合物は早急に処理するか適切な方法で保管すべきである。【報告書115ページ】	<p>【指摘7】危険を及ぼすおそれのある化合物は早急に処理するか適切な方法で保管すべきである。</p> <p>薬品保管庫が設置されている部屋の薬品調合台の上に、割れた瓶と岩石のように硬化した物体が透明のビニール袋に入れられてバットに置かれていた。その物体について質問したところ、薬品保管庫に保管していた硫化カリウムが何らかの反応が生じた結果、固体となり瓶が破損したと思われるとのことであった。教育局に連絡等はしたものの、平成29年度中の薬品廃棄には間に合わないため、平成30年度の薬品廃棄実施まで作業台の上に置いているとのことであった。厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」による硫化カリウムの性質は、危険有害性情報として「自己発熱：発火のおそれ、飲み込むと生命に危険」と記載されている。また、安全対策として「涼しい所に置き、日光を避けること。」の旨の記載がある。薬品を保管している化学準備室には日光が差し込んでいた。薬品廃棄について経済性・効率性を考慮して、時期を定めて一括で実施することは理解するが、薬品の有害性や処理までの期間を考慮して臨時的に廃棄を実施することが必要な場合もある。臨時の薬品廃棄が困難である場合は前述の安全対策にあるように日光の当たらない涼しい場所に保管すべきである。</p>	<p>該当の薬品については、平成31年1月11日に業者による回収を行った。理科担当教員には、廃棄予定の薬品についても他の薬品と同様に廃棄処分までの間、適切に保管・管理を行うよう周知した。</p>	戸田翔陽高等学校

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
蔵書点検は一度に実施すべきである。 【報告書118ページ】	【指摘8】蔵書点検は一度に実施すべきである。 図書室では一度に全ての蔵書を点検する方法で実施されていなかった。蔵書点検は毎年部分的に行っており、全体が終わるのに何年もかかる可能性があるとのことであった。その間に新規購入の書籍が増え、また不明となる書籍も生じる。学校図書室の書籍は生徒にとって知識を得るための重要なもの、また埼玉県財産でもある。蔵書点検を実施しないと図書室の書籍が実在するかどうか確認することができない。蔵書点検は全書籍について一度に実施すべきである。	今後は、平成31年2月15日に購入した携帯用バーコードリーダーを活用し、毎年度、長期休業中に全書籍について一度に蔵書点検を実施していくこととした。	戸田翔陽高等学校
発火する恐れのあるものは速やかに処分すべきである。【報告書138ページ】	【指摘9】発火する恐れのあるものは速やかに処分すべきである。 薬品庫が設置されている部屋の調合台に、授業の燃焼実験をした際に使用した市販の「花火」が置かれていた。花火には火薬が含まれており、調合を行った際に薬品が花火にかかるなどした場合には発火等の危険性がある。特に多数の薬品類が置かれている場所でもあるので、発火する恐れのあるものに対しては慎重になるべきである。使用しないで残った花火は実験後、速やかに処分すべきである。	薬品の使用の有無にかかわらず、薬品庫が設置されている準備室内では、発火する恐れがあるものを保管・放置しないよう理科関係教職員を指導し、管理職も保管、使用状況を月に2回程度、定期的に確認している。	川越工業高等学校
薬品を保管する部屋の仕切りは強固なものに変えるべきである。 【報告書205ページ】	【指摘10】薬品を保管する部屋の仕切りは強固なものに変えるべきである。 薬品が保管されている部屋に隣接して、簡易な仕切りで生徒が部活動で使用する部屋が設けられていた。仕切りの上の部分は開いており、人が乗り越えることが可能な状況であった。部活で使用する際には顧問である教員が同席し、センサーも設置してあるので、問題はないとのことであった。しかしながら、多忙な教員が生徒と部活動で常に一緒に行動するのは難しいと思われること、またセンサーによる警備も完全であると言えないため、薬品を保管する部屋は、完全に密室となる部屋であるべきである。部室を移動するか、部屋の仕切りを強固なものに変えるべきである。	薬品を保管する部屋の移動は困難であるため、薬品を保管する部屋の仕切りの上部を人が乗り越えられないように、平成31年4月18日に天井まで金属製の格子により仕切る改修をした。	草加高等学校

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
使用しない時には特殊自動車等のエンジンキーは外し、所定の場所に保管すべきである。 【報告書257ページ】	<p>【指摘1 1】使用しない時には特殊自動車等のエンジンキーは外し、所定の場所に保管すべきである。</p> <p>備品の現物確認を行っていた際に、牛舎の近くに止めてあった「運搬車（ライガー）熊谷市か・731」のエンジンキーが付けたままになっていた。学校の説明によると、荷台を洗浄した後に近くで片付け作業をしていたため、一時的にエンジンキーが付けたままになってしまったとのことであった。たとえ、一時的であっても、車両から離れる際にはエンジンキーは取り外すべきである。車は「走る凶器」とも言われるように使い方を誤れば人や物に多大なる損害を与える。そのため車のエンジンキーについては慎重な管理が必要である。また、エンジンキーの管理を怠ればその管理者にも責任が及ぶ可能性さえある。使用しないときにはエンジンキーは外し、所定の場所に保管すべきである。</p>	<p>実地監査時の指摘を受け、平成30年10月15日、関係教職員に対し、管理職から公用車の安全運行管理の徹底について指導した。</p> <p>また、平成31年4月18日の農場会議においても農場長から公用車の安全運行管理、生徒の安全確保等について指導した。</p>	熊谷農業高等学校
薬品棚及び薬品庫には「医薬用外劇物」の表示をすべきである。 【報告書260ページ】	<p>【指摘1 2】薬品棚及び薬品庫には「医薬用外劇物」の表示をすべきである。</p> <p>薬品棚及び薬品庫には「劇物・毒物」シールを貼り付けられていなかった。文部科学省の「学校における毒物及び劇物の適正な管理について（文初高第501号 平成12年1月11日）」では、「毒物又は劇物の容器、貯蔵場所には、毒物については「医薬用外毒物」、劇物については「医薬用外劇物」と表示しなければならない。」旨記載されている。</p> <p>現在では毒物は保管されていないとのことであるので、薬品棚及び薬品庫に「医薬用外劇物」の表示をすべきである。</p>	<p>平成30年11月9日に、「医薬用外劇物」の表示のなかった薬品庫・薬品棚計10箇所すべてに「医薬用外劇物」の表示をした。</p>	熊谷農業高等学校

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
蔵書管理システムに登録されている書籍については、蔵書点検は定期的実施すべきである。 【報告書263ページ】	<p>【指摘13】蔵書管理システムに登録されている書籍については、蔵書点検は定期的実施すべきである。</p> <p>学校が保有する書籍43,400冊のうち約20,000冊は、蔵書管理システムに書籍のデータが登録されておらず、図書原簿と図書カードで管理されている。学校としては、全書籍について蔵書点検を行うには、まずは未登録の書籍データについて解決しなければならないと認識している。現状、図書室では、毎年夏休みに書籍があるべき場所に置かれているか等を確認する「蔵書整理」は行っているが、書籍の実在性を確認する「蔵書点検」は実施していない。</p> <p>全書籍についての蔵書点検が難しいとしても、蔵書管理システムに登録されている書籍に限定して蔵書点検を実施することは可能であると思う。しかし、学校は蔵書点検用のスキャナーを保有していないため、蔵書点検は難しいとの回答であった。他の県立学校の図書室では蔵書点検用にスキャナーのレンタル、保有する貸出返却用のスキャナーをPCと共に移動させて蔵書点検を行うなど工夫して蔵書点検を行っていた。学校図書室の書籍は生徒にとって知識を得るための重要なもの、また埼玉県財産でもある。蔵書点検を実施しないと図書室の書籍が実在するかどうか確認することができない。蔵書管理システムに登録されている書籍については、蔵書点検を定期的実施すべきである。</p>	<p>蔵書管理システムに登録のある書籍の蔵書点検について、令和元年度より毎年、夏季休業を活用して司書・図書委員において実施することとした。</p>	熊谷農業高等学校

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県立博物館、県立美術館の運営及び財務事務について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
製作品として取得した物品を一括して備品台帳に記載しているが、備品照合のためには、内訳表を作成すべきである。 【報告書280ページ】	<p>【指摘14】製作品として取得した物品を一括して備品台帳に記載しているが、備品照合のためには、内訳表を作成すべきである。</p> <p>備品台帳に記載する目的は備品の使用状況を明らかにしておくためである。（埼玉県財務規則第179条第1項「課長又は所長は、職員の使用に供している物品について、その状況を常に明らかにしておかなければならない。」、同条第3項「課長又は所長は、備品（閲覧又は貸出しに供する図書を除く。次項において同じ。）又は動物の使用状況について、物品供用簿により整理しておかなければならない。」）</p> <p>歴史と民俗の博物館では、「第10展示室（民俗展示室）」をリニューアルする際に、委託契約により、展示室全体を作り込んでいる。それにより製作された展示室の備品の使用方法が展示室の目的から一体的であるという理由で一括して備品台帳に記載している。しかしながら、一括しての記載であると備品の現物確認の際に備品台帳と展示室内の個々の備品を照合することに不都合が生じる可能性がある。備品の照合を容易にするためにも内訳表を作成すべきである。</p>	平成31年3月に、「第10展示室（民俗展示室）」の備品について内訳表を作成した。	歴史と民俗の博物館
備品標示票の貼り付けを徹底すべきである。【報告書349ページ】	<p>【指摘15】備品標示票の貼り付けを徹底すべきである。</p> <p>埼玉県財務規則第180条には「備品には、備品標示票、焼印、刻印等により番号及び機関名を標示しておくものとする。」旨規定されている。備品標示票が貼り付けられていないと同種の備品が複数ある場合に、備品管理番号を手がかりとして備品台帳と当該備品とを突合することができず確認誤りが生じる、時間がかかる等、定期的実施される現物確認に支障をきたす可能性がある。</p> <p>近代美術館では、どん帳、組立式展示パネル、公園遊具（幼児用）には、備品標示票を貼り付けるのが困難という理由で貼り付けをおこなっていなかったが、可能な限り備品標示票の貼り付けを実施すべきである。</p> <p>なお、現在では備品標示票を貼り付けることが適当ではないと財務規則第180条に例示されている備品を除き、備品標示票の貼り付けが完了しているとのことである。</p>	平成30年10月26日の実地監査時の指摘を受け、ただちに、備品標示票を貼り付けることが適当ではないと財務規則第180条に例示されている備品を除き、備品標示票の貼り付けが完了した。	近代美術館

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
未使用の観覧券は施錠して保管すべきである。【報告書358ページ】	<p>【指摘16】未使用の観覧券は施錠して保管すべきである。</p> <p>MOMASコレクション及び企画展の観覧券の一部について、保管スペースの関係で施錠できる場所に保管されていない状況である。日中は事務室に職員が誰もいないような状況になることはなく、終業後には事務室自体が施錠されているものの、観覧券は有料で販売されるものであり、金銭的価値があるものすなわち換金可能なものなので、慎重な管理が必要である。未使用の観覧券は常時施錠して保管すべきである。</p> <p>なお、現在では保管場所を確保して、未使用の観覧券の全てを施錠して保管しているとのことである。</p>	<p>平成30年10月26日の実地監査時の指摘を受け、ただちに、保管場所を確保し、未使用の観覧券の全てを施錠して保管した。</p>	近代美術館

告示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人小川千恵子の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月十四日

埼玉県監査委員 山本光紀
 埼玉県監査委員 佐野勝正
 埼玉県監査委員 高橋政雄
 埼玉県監査委員 新井一徳

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
井上 正之	埼玉県さいたま市南区沼影一丁目十一番二号 C―一―一―二	令和元年六月十四日～令和二年三月三十一日
市川 義治	埼玉県さいたま市南区白幡四丁目十四番二十二―四〇一号	令和元年六月十四日～令和二年三月三十一日
新江 明	埼玉県さいたま市緑区大字三室九百八十七番地八 ヴ イレッジ原前公園二〇二一	令和元年六月十四日～令和二年三月三十一日
小笠原 薫子	埼玉県草加市金明町四百四十五番地三	令和元年六月十四日～令和二年三月三十一日
福島 清徳	埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目二十八番五号	令和元年六月十四日～令和二年三月三十一日
中澤 仁之	埼玉県深谷市稲荷町二丁目四番三十八号	令和元年六月十四日～令和二年三月三十一日

正 誤

埼玉県告示第二百四十八号（平成三十一年三月二十二日第三千九十九号）中訂正

ページ 行

一 後ろから十

誤

「（様式第十六条）」を削り、

正

「（様式第十六号）」を削り、

正 誤

埼玉県病院事業管理規程第四号（平成三十一年三月二十九日第三千九十二号）中
訂正

ページ 行

一 前から十六

誤

「参事」

正

「、参事」

正 誤

埼玉県人事委員会訓令第一号（平成三十一年三月二十九日第三千九十二号）中
訂正

ページ 行

一 前から八

誤

別表第三の一職員の勤務条件等に関する事務の項事務局長専決事項の欄4中

正

別表第三の一職員の勤務条件等に関する事務の項事務局長専決事項の欄7中